

加茂市移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 加茂市は、新潟県総合計画及び加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、加茂市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う新潟県移住・就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から加茂市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、新潟県移住・就業支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては 100 万円、単身の申請の場合にあっては 60 万円とする。また、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者 1 人につき 100 万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 申請時において次の（1）の要件を満たし、かつ（2）（3）（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

① 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

② 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）

③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区

内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ④ 国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、住民票を移して加茂市へ転入したこと。
- ⑤ 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- ⑥ 加茂市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ⑦ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ⑧ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法による「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ⑨ 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、県及び加茂市が認める場合を除く。
- ⑩ その他新潟県又は加茂市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

転入時に申請者の世帯に 40 歳未満の世帯員が存在し、次に掲げる（ア）、（イ）、又は（ウ）に該当し、かつ「地域の担い手確保の要件」のいずれかに該当すること。

- (ア) 転入前に、加茂市が参加した移住関連イベントにおいて、加茂市に移住相談を行っていること。
- (イ) 転入前に、加茂市が主催する移住イベントに参加していること。
- (ウ) 転入前に、加茂市に対し複数年のふるさと納税を行っていること。

【地域の担い手の確保】

- (エ) 農林水産業に就業する者。
- (オ) 家業等へ就業する者。

(5) 起業に関する要件

1 年以内に新潟県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた

こと。

- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、住民票を移して加茂市へ転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書（様式1）、移住先の就業先の就業証明書（様式2）及び本人確認書類に加え、第3条（1）の要件を満たし、かつ（2）（3）（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適當と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、不交付決定通知書（様式4）により申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金の交付決定通知書再交付願（様式5。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式6）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 新潟県及び加茂市は、新潟県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、新潟県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして新潟県及び加茂市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に加茂市から転出した場合
- (ウ) (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

- (ア) (テレワークの場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合
- (イ) (関係人口の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合
- (ウ) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に加茂市から転出した場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、新潟県と加茂市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。この要綱の施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。この要綱の施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。この要綱の施行日前に転入した者について

ては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。この要綱の施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。この要綱の施行日前に転入した者については、なお従前の例による。